

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成30年2月14日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームセンターユートク有田店

所在地 佐賀県西松浦郡有田町南原字新南川良原甲83番地 外8筆

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 祐徳自動車株式会社

代表取締役社長 愛野 克明

佐賀県鹿島市大字高津原4078番地

(変更後) 祐徳自動車株式会社

代表取締役社長 愛野 時興

佐賀県鹿島市大字高津原4078番地

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,810.0平方メートル

(変更後) 2,848.5平方メートル

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物北側 90台

(変更後) 建物北側 73台

- (イ) 駐輪場の位置及び収容台数
 (変更前) - 0台
 (変更後) 建物北側 10台
- (ウ) 荷さばき施設の位置及び面積
 (変更前) 建物西側 25m²
 (変更後) 建物西側 30m²
- (3) 変更する年月日
 平成30年10月20日
- (4) 変更に係るもの以外の事項
- ア 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 建物西側 21.767立方メートル
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻 午前8時
 閉店時刻 午後7時
- ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前7時30分～午後7時30分
- エ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 2ヵ所 建物北側
- オ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる位置及び時間帯
 建物西側 午前9時00分～午前10時30分
- 2 届出年月日
 平成30年2月1日
- 3 関係書類の縦覧
- (1) 縦覧場所
 佐賀県産業労働部経営支援課
- (2) 縦覧期間
 平成30年2月14日から
 平成30年6月13日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県産業労働部経営支援課（郵便番号840 - 8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。